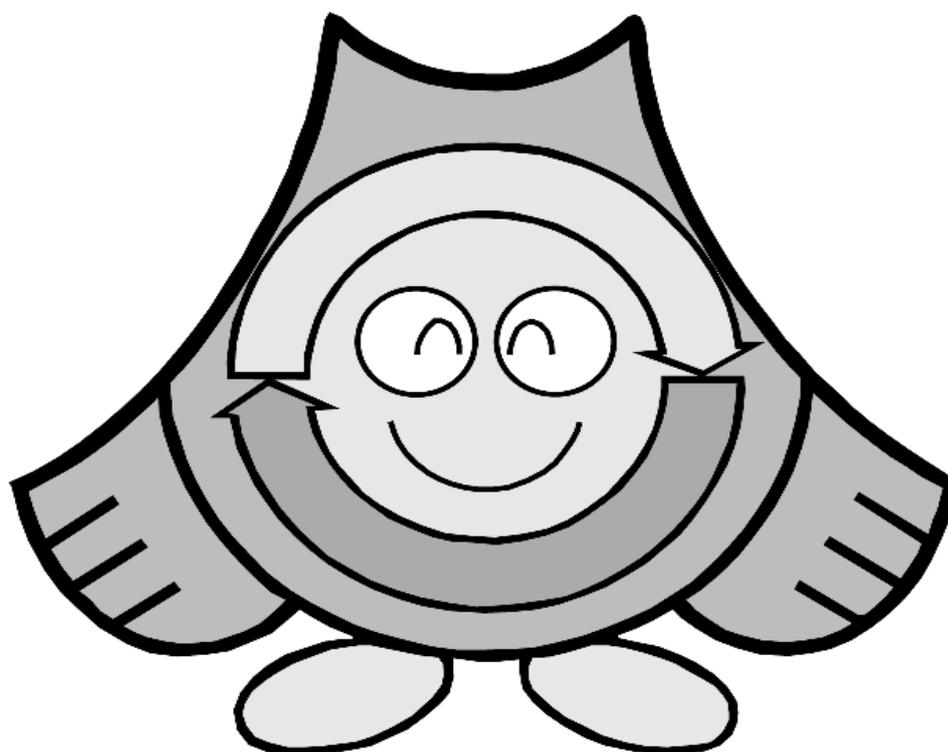


松戸市ごみ処理基本計画

■ 概要版 ■

環境にやさしいまちの実現に向け
みんなで考えみんなで行動する



松戸市

◇ はじめに

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに物質的豊かさという恩恵をもたらしましたが、その一方で、限りある天然資源の枯渇問題や生態系の破壊、地球温暖化など多岐にわたる地球環境問題を引き起こしています。

今、これらの問題解決に向け、従来の社会のあり方やライフスタイルの見直しとともに、廃棄物を循環資源と位置づけ、物質循環を確保することで天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減しようとする、いわゆる資源循環型社会の構築を図ることが必要とされています。

市では、今後の廃棄物処理の在り方を検討するため、平成 15 年度に廃棄物処理実態調査を行うとともに、平成 16 年度に「松戸市資源循環型社会構築検討委員会」を設置し、本市の廃棄物処理の方向性について、平成 17 年 3 月に提言をいただきました。

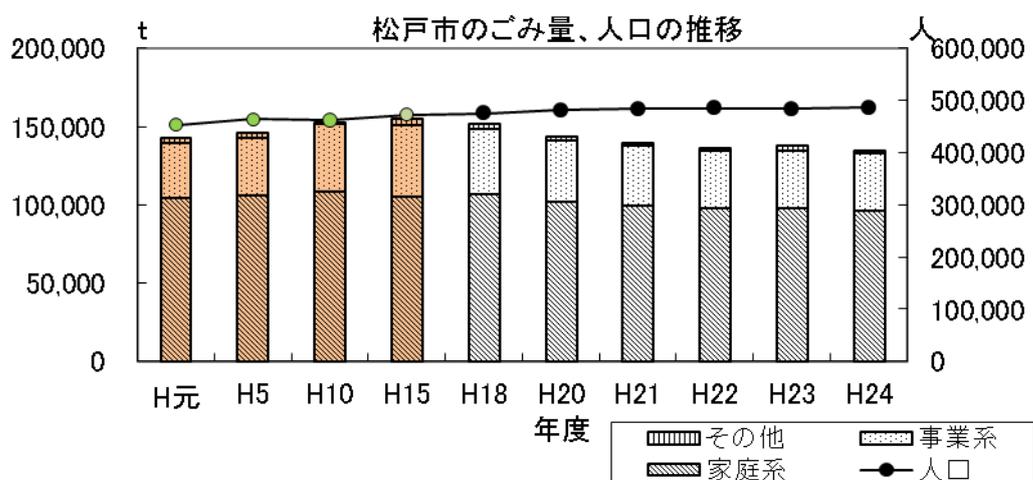
今般、廃棄物処理に関連する法律の整備を含め廃棄物を取り巻く情勢の変化に対応し、資源循環型社会の構築に向けた取り組みを一層進めるため、ごみ処理基本計画（平成 20 年 3 月策定）を見直しました。

本基本計画は、市民・事業者・市がそれぞれの役割を担い、協働することで資源循環型社会への変革を目指すものです。

◇ ごみ処理の現状と課題

◆ ごみの発生量は

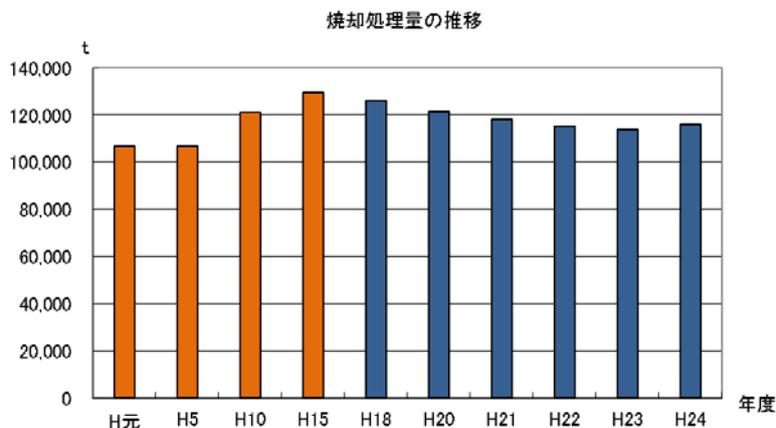
本市におけるごみ量は、人口の増加とともに微増傾向を示してきましたが、近年は横ばいの状況になっています。ごみの発生量を削減するには、市民・事業者・市が、どのようにすれば発生抑制・再利用・再生利用につながるかといった情報を共有するとともに、それぞれの果たす役割を自覚し、行動することが必要です。



◆ 焼却処理量

焼却処理量の推移を見ると、平成 13 年度からは分別収集変更に伴い、その他プラスチックなどのごみを焼却することで処理量は増加しましたが、平成 15 年度の 129,712 t をピークに近年は減少傾向を示しています。

焼却処理量を削減するには、市民・事業者・市が、積極的にごみの発生抑制（リデュース）、不用品の再利用（リユース）、集団回収などの再生利用（リサイクル）の 3 R に取り組むとともに、排出に際しては分別の徹底を図ることが必要です。

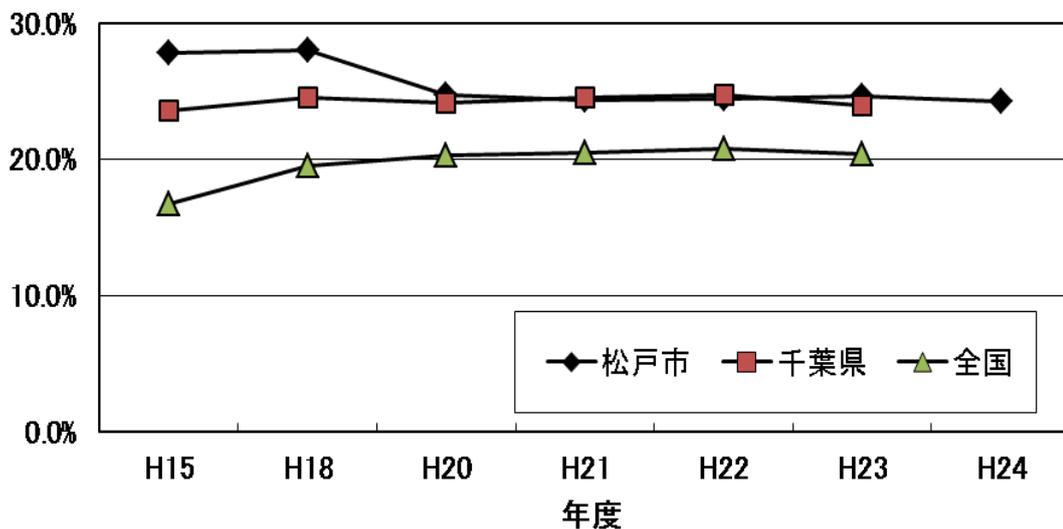


◆ リサイクル率

本市のリサイクル率（集団回収を含む）は、全国および千葉県平均を上回っていましたが、平成 21・22 年度は千葉県平均を下回ってしまいました。しかし、平成 23 年度には 0.7 ポイント上回りました。また、その推移を見ると、近年は横ばいの状況になっています。

なお、排出ごみの組成の状況を見ると資源化が可能なものが混入していることから、分別の徹底を図る必要があります。また、集団回収に取り組んでいない地域もあることから、集団回収の拡充を図ることが必要です。

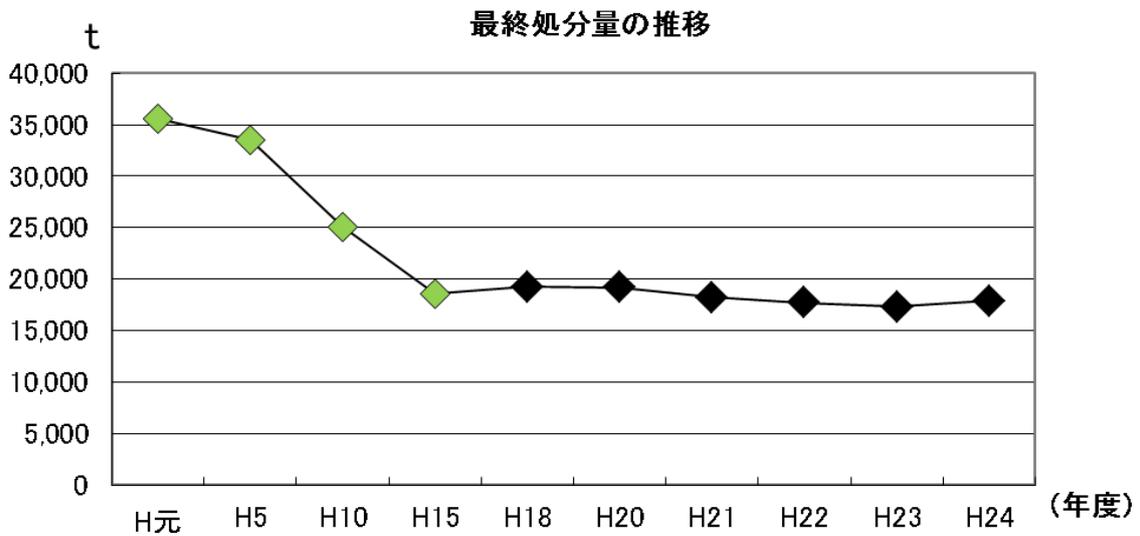
リサイクル率の推移



◆ 最終処分量

過去 10 年間の最終処分量の推移を見ると、分別収集の変更を行った平成 13 年度からは、「リサイクルするプラスチック（容器包装プラスチック）」の資源化や焼却灰のエコセメント化、「その他プラスチックなどのごみ」の焼却処理により減少してきましたが、近年は横ばいの状況です。

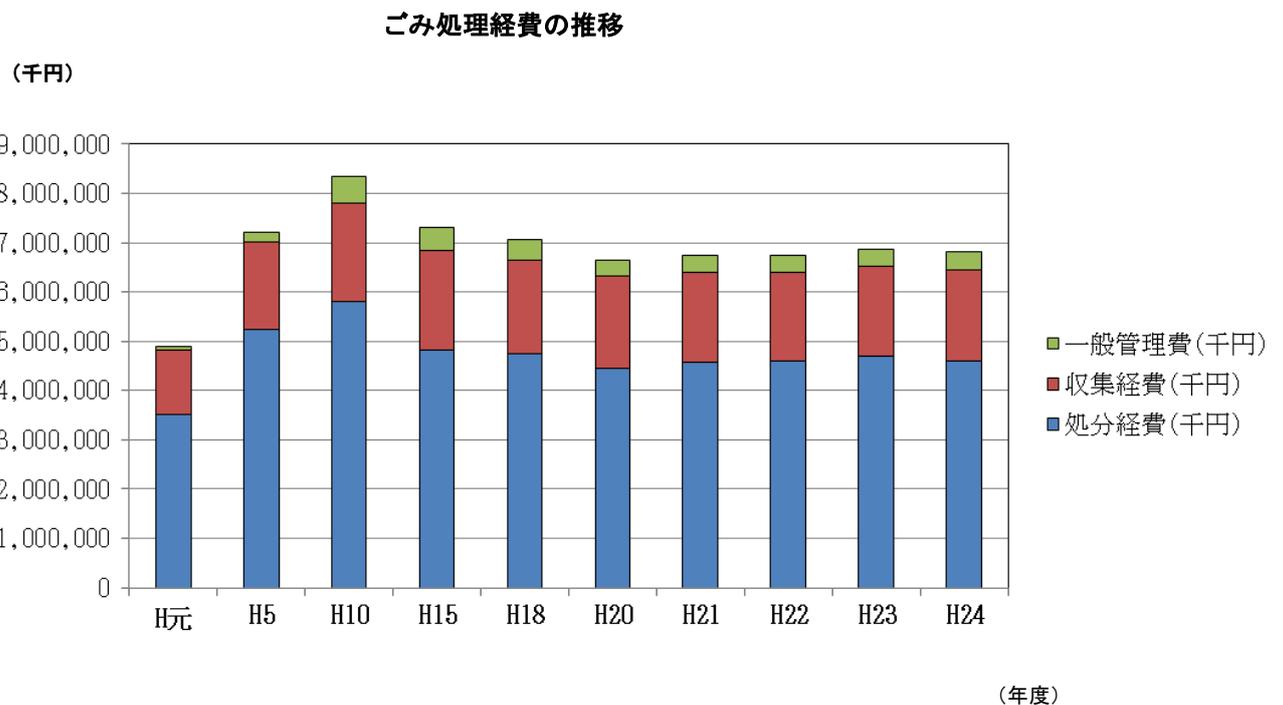
最終処分を市外・県外の民間事業者に委ねている本市は、さらなる 3R の取り組みを推進していくことで、可能な限り最終処分量を少なくし、また、安定した最終処分先の確保に努める必要があります。



◆ ごみ処理経費

ごみ処理経費は、平成 13 年度に、これまで埋立していたプラスチックを容器包装リサイクル法に基づき資源化したことや5分別から8分別収集への変更によりごみが減量したことで、大幅な削減が図られました。その後も、委託費の見直しや人員の削減等に努めていますが、近年は横ばいの状況にあります。

なお、市全体の財政の健全化が求められている中、清掃事業についても一層の効率化、ごみ処理コストの削減に努めていく必要があります。



◇ 計画フレーム

◆ 目指すべき将来像

本市が目指すべき将来像は「人が地球生態系の一員として、また市民・事業者および市が協働して、資源の浪費とごみの排出を可能な限り少なくし、徹底した環境保全に努める社会（資源循環型社会）」とします。

◆ 基本方針

「資源循環型社会」を構築していく上での基盤となる3R施策について、市民の発意と協働を基本として推進していきます。

また、3R施策に取り組んだ上で、最終的に排出されるごみについては、できる限り環境への負荷の低減に努めながら、生活環境の保全上支障が生じないよう適正に処理していくこととします。

◆ 計画期間

平成20年度（2008年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

なお、今回の一部改正による計画期間は、平成25年度から平成32年度となります。

◆ 計画目標値

本市が目指す資源循環型社会を構築するために、市民・事業者・市がそれぞれの立場で考え行動していくための共通した具体的な目標を次のとおり設定します。

計画目標	計画年次（平成32年度）	平成24年度実績
原単位	740g／人・日	766.8g／人・日
リサイクル率	30%以上	24.3%
焼却処理量	106,000t以下／年	116,007t
最終処分量	11,000t以下／年	17,900t

※原単位は市民一人が1日当たり排出する量です。

◇ 目標を達成するための施策

《ごみの減量・資源化等の推進》

◆ 出てくるごみを減らす（リデュース）

【基本方針】

3Rを推進していく場合、まず発生段階における発生抑制を図ることが重要です。市民や事業者は、資源の消費者として、天然資源の採取や商品の製造・販売等の経済活動に伴う環境負荷とごみを排出することによる環境負荷を正しく認識し、環境にやさしい事業活動やライフスタイルを実践することが求められています。本市では市民や事業者の意識改革を積極的に進め、かつ具体的な行動を喚起するための施策を推進していきます。

- 環境にやさしい行動のための意識啓発
 - ごみツアー（施設見学）の開催
 - パートナー講座の開催
 - 情報の発信（リサイクル通信・広報・ホームページ等）
- クリンクル協力店制度の充実
 - 店舗数の拡大
 - クリンクル協力店との協働事業の展開
- 生ごみの減量
 - 生ごみ処理容器補助基数の拡大
- 分別排出の徹底
 - ごみ処理のガイドブック作成
- クリンクル推進員制度の充実
 - 研修会の開催
 - 推進員の拡充（経験者の活用など）
- 家庭ごみの有料化
 - 市民のごみ減量努力が適正に評価されるとともに、市民のごみ問題に対する意識が一層高められ、最終的にはごみの発生抑制や再使用、リサイクルの促進が期待できる家庭ごみの有料化について、実施に向け検討していきます。

□ 事業系ごみ対策

- 多量排出事業者対策 ■ 多量排出事業者以外の対策
- 排出基準・受入基準の見直し ■ 廃棄物処理手数料の見直し

◆ ごみにしないで繰り返し使う（リユース）

【基本方針】

ごみを削減するためには、発生抑制（リデュース）や再生利用（リサイクル）を進めるとともに、物の使い捨てをやめて、一度使用した物をそのままの形で繰り返し使う再使用（リユース）が大切なことから、リユースに関する情報提供などを行い、再使用の促進を図っていきます。

□ 再使用の促進

- 不用品の再使用を進めるため、リユースショップ等に関する情報の提供を行います。

□ 粗大ごみの再使用促進

- 物を大切に長く使うという観点から、再使用促進に向けた検討を行います。

□ リユース食器の利用促進

- イベント等で使用する食器を、使い捨ての食器から繰り返し使えるリユース食器への利用促進を図っていきます。

◆ 資源として活用する（リサイクル）

【基本方針】

近年、資源の循環的利用が求められる中、町会・自治会・子ども会・PTA等のさまざまな市民団体による集団回収が活発に行われるほか、民間事業者による剪定枝・食品残渣・廃食用油などの新たな資源化への取り組みが始まっています。

そのため、現在、民間レベルで展開されている回収ルートを活用するとともに、その拡大に向けて積極的に支援していきます。

□ 集団回収の推進

- ビン・缶・古紙・布類およびペットボトルは、民間においてリサイクルルートが確立されていることから、集団回収を全市的に拡大し、民間による資源化の促進を図っていきます。

□ 小型家電製品のリサイクルの推進

- 小型家電製品については、新たな制度が制定され、リサイクルルートが確立されてきたため、この新たな制度を活用したリサイクルの推進をしていきます。

□ 剪定枝等の資源化

- 剪定枝等については、民間事業者によるチップ化・堆肥化等の資源化の推進を図っていきます。

□ 食品残渣の資源化

- まとまって排出される事業系の食品残渣物は、食品リサイクル法に基づく再生利用が進められていることから、民間ルートの活用を目指し、減量・リサイクルの促進を図っていきます。
- 廃食用油の資源化については、バイオディーゼル燃料等として再利用するため、回収拠点の拡充を検討していきます。

◆ 環境・ごみの減量・リサイクル学習の充実

次代を担う子供たちが、ごみの問題について、正しい理解を深め、自ら考えて行動できるようになることは、資源循環型社会の構築にとって、非常に重要なことです。そのため、地球環境問題への影響を含めた総合的かつ効果的な学習のための情報を提供していきます。

- 社会科副読本への情報提供
- ごみ減量講座の実施

◆ 市民・事業者・市の連携

市民・事業者・市は、資源循環型社会を構築する上での主役であり、個々の活動だけでは達成が困難であることから、相互に連携して取り組まなければなりません。そのため、情報の共有化や相互の連携を強化し、交流する機会の創出に努めていきます。

《ごみの適正処理の推進》

◆ 収集計画

【基本方針】

収集については、ごみ処理の各段階で、唯一、直接的に市民がかかわる部分であることから、ライフスタイルの多様化や高齢化社会に配慮するなど、常に最適な収集体制の構築を図っていきます。

□ 家庭系ごみの収集体制

- 収集方法については、現行のステーション収集方式では、だれが出したか明確でなく、分別や排出マナー等に課題があることから、排出者責任が明確になることによって分別排出が徹底される戸別収集の実施に向けて準備を進めていきます。

戸別収集の実施時期については、相乗的にごみ減量が期待されることから、できる限り、家庭ごみ有料化と併せて実施していきます。

また、家庭ごみ有料化に併せて指定袋制度の導入も図っていきます。

□ 事業系ごみの収集体制

- 事業者責任を基本として、施設へ搬入する場合は、自己搬入または市の許可を受けている一般廃棄物処理業者への委託で対応していきます。

□ クリーンエネルギー自動車の導入

- ごみ収集車については、地球環境に配慮したクリーンエネルギー自動車の導入を促進していきます。

◆ 中間処理計画

【基本方針】

ごみの適正処理と資源の効率的回収を目指した施設および処理体制の整備を図っていきます。

そこで、法令等に基づく基準を遵守した適正な運転管理および環境保全対策を継続するとともに、中間処理段階での資源回収やエネルギー回収を推進し、処理処分が必要なものについては、環境負荷の低減に努めながら適正に処理を行っていきます。

なお、処理施設の整備については、新たな技術の導入も視野に入れ、計画的に必要な整備を行うことで、排出されるごみを安定的かつ効率的に処理するとともに、施設の延命化を図っていきます。

<焼却処理>

クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンターの2つを焼却施設用地として位置づけ、施設整備を行っていきます。現在、焼却されるごみ量から、クリーンセンター稼働期限までは、2施設での処理体制を堅持することで安定的な処理を行っていきます。

また、安定した焼却処理体制を確保するため、日常および定期的な点検整備を行い、施設の適正な処理能力を確保していきます。

クリーンセンターの稼働停止後、市内の焼却処理施設は和名ヶ谷クリーンセンター1施設になるため、新焼却施設を現クリーンセンター用地に建設することを含め検討するとともに、焼却処理を近隣市・民間事業者へ協力を求めています。

なお、近隣市・民間事業者へ搬出するにあたり、中継処理施設、ストックヤード等が必要となることから、六和クリーンセンター跡地を含めた場所での建設を検討・協議していきます。

また、広域的な処理についても調査・研究を行っていきます。

□ クリーンセンター

- 基幹的整備（平成20年度から平成21年度まで）をすでに終えており、平成31年度まで稼働していきます。

稼働停止後、焼却処理施設等の清掃施設の建て替えを検討していきます。

□ 和名ヶ谷クリーンセンター

- 基幹的整備を平成24年度から平成26年度にかけて実施し、平成41年度までの稼働を目指します。

□ 六和クリーンセンター

- 休止している現在の建築物を解体し、ごみの中継施設やストックヤード等、焼却処理施設以外の清掃関連施設での跡地利用を検討していきます。

<資源選別処理>

資源選別処理については、民間事業者により処理する品目の拡大を含めて検討していきます。

また、小型家電リサイクル法に基づく小型家電の安定的処理が図れるよう、検討を行っていきます。

□ 資源リサイクルセンター

- 日常および定期的な点検整備を実施し、施設の適正な処理能力を確保していきます。

<圧縮梱包処理>

容器包装リサイクル法に基づくプラスチック及びその他プラスチックのごみの安定的な処理が図れるよう、検討を行っていきます。

□ 日暮クリーンセンター

- 大規模な修繕工事を含め、施設整備の検討を行っていきます。

<粗大ごみの処理>

処理施設が3か所あり、中間処理後の残渣物は施設間移動を行って処理していることから、効率的な処理体制を確立する必要があるため、すべての粗大ごみを1か所で処理できる施設の整備を平成32年度以降の稼働を目指して検討していきます。

<環境保全対策>

ごみ処理施設および日暮最終処分場の運転・維持管理にあたっては、周辺環境への影響を防止することを最優先に、十分な公害防止対策を講じます。

また、焼却処理に伴うダイオキシン類の環境問題に対しては、定期的モニタリング（監視）を実施し、結果を公表していきます。

◆ 最終処分計画

【基本方針】

本市の最終処分は、その大部分を市外・県外の民間最終処分場に処分を委ねていることから、3Rの取り組みを推進するとともに焼却残渣等の資源化に努め、最終処分量の削減を図っていきます。

なお、安定して最終処分ができるよう、今後も最終処分先の確保に向けて民間事業者並びに関係自治体との良好な関係の維持を図っていきます。

- 日暮最終処分場
 - 周辺環境に配慮した適正な維持管理の下、埋め立て処分を行っていきます。また、跡地利用計画についても検討を行っていきます。
- 直営最終処分場の確保
 - 直営最終処分場の確保の可能性について検討していきます。
- 広域最終処分場の建設促進
 - 近隣自治体との連携を図り、国や県に対して働きかけを行っていきます。
- 民間最終処分場の確保
 - 民間事業者並びに関係自治体との良好な関係の維持を図り、民間最終処分場の安定的な確保に努めていきます。

◆ 災害時等におけるごみ処理対策

災害発生時のごみ処理を円滑に推進するため、「松戸市震災廃棄物処理計画」を策定します。

また、ごみ処理施設における不慮の事故等により、計画的な処理ができない緊急時の処理体制確保に向け、県内関係機関との協力体制を推進していきます。

◆ 不法投棄対策の推進

不法投棄対策については、現行のパトロールのほか、県・警察との連携等により監視体制の強化を図っていきます。

◆ 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物については、高齢化社会の進展や医療技術の向上とともに、在宅における医療行為の増加が予想されることから、関係機関と協議を行い、処理体制の確立を図っていきます。

◆ 適正処理困難物等の処理

市の施設での処理が困難な適正処理困難物や排出規制物について、事業者による引取りシステムの整備を促すとともに、国・県に対しても要望をしていきます。

◇ 計画の推進

◆ ごみ処理基本計画の進行管理

計画の推進にあつては、ごみ処理基本計画推進会議で各施策の進捗状況の進行を管理していきます。

なお、必要に応じて審議会等を設置し、施策の点検・評価を行うものとします。

◆ 情報公開

市民・事業者と情報を共有するため、ごみ量や経費等に関するデータについては、事業概要のほか、広報・ホームページにより広く情報を公開していきます。

◆ コスト管理

処理コストに関しては、費用対効果が優れた事業への改善に努めるべく国が策定した一般廃棄物会計基準などの活用を含め検討していきます。

松戸市ごみ処理基本計画（概要版）

- 発行 松戸市
〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5
- 編集 松戸市 環境部
-